

紙媒体の歴史公文書等の保存方法について

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門官

中島 康比古 なかじま・やすひこ

国立公文書館では、紙媒体の歴史公文書等の保存について、マイクロフィルムにより代替物を作成する取組を行ってきましたが、中期計画（平成22年度～26年度）において、紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを、平成22年度末までに民間の専門家等の知見を十分に活用しながら検討し、結論を得ることとしました。

そこで、紙媒体の歴史公文書等の保存方法について、従来の取組を踏まえつつ検討を実施し、将来的な方向性について結論を得ることを目的として、民間の専門家等からなる「歴史公文書等保存方法検討有識者会議」を開催することとしました。会議にご参加頂いた委員は、次のとおりです。

岡山 隆之	東京農工大学大学院教授
田中 邦磨	帝京平成大学名誉教授
	ISO/IEC JTC 1/SC23（情報交換用デジタル記録媒体）委員会委員
楢林 幸一	ISO/TC46/SC11（文書・記録管理）委員会委員
	ISO/TC171（文書管理アプリケーション）委員会委員
長谷川 英重	OMG アンバセダ グローバルシステムアーキテクト
	ISO/TC171（文書管理アプリケーション）委員会委員
山口 雅浩	東京工業大学大学院准教授
山田 洋	一橋大学大学院教授

（敬称略）

歴史公文書等保存方法検討有識者会議は、平成22年7月16日、10月4日及び11月29日の3回開催され、国内外の事例調査や検討を行い、その成果を「歴史公文書等保存方法検討報告書」として取りまとめました¹。

5章構成である「歴史公文書等保存方法検討報告書」の第1章では、行政事務の電子的処理の進展のほか、文書、帳簿等の電子的保存に係る法制度の整備状況、電子情報の長期保存等に係る規格化、標準化等の取組などが取り上げられ、第2章では、現在の国立公文書館における取組の概要が紹介されています。

第3章では、日本国内については、国立国会図書館によるデジタル化の取組のほか、民間企業等における代替物作成状況が調査されています。また、国外については、英国、北米、アジア・太平洋地域の国立の公文書館や図書館の取組状況などが調査されています。その結果、マイクロフィルムは、長期保存の安定性や維持管理の確実性を重視する観点から、保存用の媒体として依然として選択されているとされています。紙媒体の原資料の保存年限が長期間でない場合は利便性の観点からデジタル化へ移行する傾向が見て取れる一方で、公文書館や図書館など、原資料の永久的又は長期的な保存を要求される場合には、デジタル化の利便性を取り入れながらも、保存用の媒体としてはマイクロ化を現在も継続している事例が見受けられたとしています。

第4章では、「代替物の在り方」、「代替物及び原資料の長期保存」、「継続的な維持管理」、「利用関連の状況」の4つの論点が設定され、紙媒体の原資料から作成する代替物について、マイクロフィ

フィルム化による場合とデジタル化による場合における技術面、経費面のメリット、デメリットが検討されています。その結果、現時点では、マイクロフィルム化は、媒体の長期保存性に優れていること、作成及び維持管理の両方のプロセスにおいて規格や標準が確立していること、媒体の維持管理が容易で長期の見通しを立てやすいことなどが技術面及び経費面におけるメリットであるとされています。これに対して、デジタル化は、マイクロフィルム化に及ばないものの、長期保存に一定の見通しが立つようになってきたとし、今後も、長期保存に資するような標準化、規格化の進展も見込めるとされています。また、デジタル化は、利用面におけるメリットが大きく、特に、インターネットによる利用の仕組みが加わる際には、利用時のコストや環境負荷を低く抑えられる点が優れているとされています。

最終章の第5章では、今後の方向性に関する提言が示されています。その骨子は、次のとおりです。

- ・ 基本的考え方として、原資料の保存状態、内容、利用頻度等に応じて、代替物作成の方法・媒体を適切に使い分ける取組は、今後も必要である。
- ・ 代替物作成の方法・媒体として、デジタル化を新たに採用すべきである。
- ・ 保存状態が比較的良好な資料の代替物作成は、デジタル化によるべきである。一方、劣化が現に進んでいるもの、今後劣化が急速に進行するおそれがあるものについては、マイクロ化による代替物作成を行う必要がある。
- ・ デジタル化により代替物を作成する際には、紙媒体の歴史公文書等の資料・記録としての価値を維持するのに不可欠な「エッセンス」を再現

できる技術、規格、仕様等に準拠する必要がある。

- ・ マイクロ化による代替物作成では、マイクロフィルムカメラ撮影による従来の方法のほか、一旦スキャナ等によりデジタルデータを作成した上で、そのデータをマイクロフィルム及びデジタル媒体の2種類の媒体で保存する方法も有力な選択肢であり、後者の方法を採用する場合は、ISO11506を参照することが考えられる。

上記提言を踏まえ、国立公文書館では、紙媒体の歴史公文書等の保存方法に係る今後の方向性について、代替物の作成後も紙媒体の原資料の原資料を保存しつづけるという基本方針を踏まえた上で、以下のとおりの結論を得ました。

- ・ 紙媒体のスキャニングによるデジタル化を新たに採用する。
- ・ 保存状態が比較的良好な場合はデジタル化、急速に劣化が進んでいるものや今後劣化が進行するおそれのあるものについてはマイクロ化を、それぞれ代替物作成の基本とする。
- ・ デジタル化による場合、紙媒体の歴史公文書等の価値を維持するための技術、規格、仕様等に準拠することとし、国内外の事例や標準化等の取組を参考にする。
- ・ マイクロフィルム化による場合、スキャニングにより作成したデジタルデータを、マイクロフィルム及びデジタル媒体の両方で保存するCOM/COLDの採用について、ISO11506を参照し、コスト及び保存の観点から比較の上、検討を行う。

これにより、国立公文書館では、今後は、紙媒体の歴史公文書等の一部について、新たにデジタル化して保存することとしています。

¹「歴史公文書等保存方法検討報告書」は、付録を含め、館HPの以下のURLから、ご覧いただけます。
(<http://www.archives.go.jp/about/activity/pdf/hozonkentou.pdf>)